

発議第18号

熊本市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、熊本市議会会議規則の一部を改正する規則案を次のとおり提出する。

令和3年12月17日提出

熊本市議会議員	大  畠  澄  雄
同	井  本  正  広
同	津  田  征  士  郎
同	田  中  誠  一
同	澤  田  昌  作
同	高  本  一  臣
同	坂  田  誠  二
同	三  島  良  之
同	原      亨
同	小  佐  井  賀  瑞  宜
同	藤  永      弘
同	西  岡  誠  也
同	福  永  洋  一

熊本市議会議長 原 口 亮 志 様

## 熊本市議会会議規則の一部を改正する規則

熊本市議会会議規則（平成25年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「議員応招簿に署名し、又は押印」を「その旨を議長に通告」に改める。

別表に次のように加える。

議員定数等のあり方検討会	議員定数及び各選挙区選出議員数のあり方に関し協議又は調整を行うため	議長が選任する議員	会長（会長が選任されるまでの間は、議長）
--------------	-----------------------------------	-----------	----------------------

様式第2号中「第八十六条」を「第八十六条第一項」に改める。

様式第4号中「第四百四十七条の二」を「第四百四十七条の二第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### （提出理由）

応招簿による通告方法を見直すとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を設置する等のため、所要の改正を行うものである。